

広島市告示第376号

平成27年7月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
野澤健雄	整骨院こころ玖村院	広島市安佐北区落合二丁目21-24ドミール玖村1F	柔道整復	平成27年3月15日

広島市告示第377号

平成27年7月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
佐藤友則	さとう健康整骨院竹屋院	広島市中区竹屋町7-7	柔道整復	平成27年6月18日
春田俊彦	やわらぎ	広島市東区戸坂数甲一丁目1-15	あん摩・マッサージ	平成27年6月17日
岡田大薦	うだ鍼灸整骨院	広島市西区横川新町1-23 1F	はり・きゅう	平成27年6月19日
古谷守	まもる鍼灸整骨院	広島市安佐南区八木八丁目13-1-101	柔道整復	平成27年6月1日
稲田正輝	整骨院こころ玖村院	広島市安佐北区落合二丁目21-24ドミール玖村1F	柔道整復	平成27年3月15日
大上正直	パンダ接骨鍼灸院可部院	広島市安佐北区可部七丁目1-29	柔道整復	平成27年5月1日
大上正直	パンダ接骨鍼灸院可部院	広島市安佐北区可部七丁目1-29	はり・きゅう	平成27年5月1日

広島市告示第378号

平成27年7月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 アルパーク東棟
  - 所在地 広島市西区草津新町二丁目26番地75ほか
- 大規模小売店舗を設置する者  
フロンティア不動産投資法人  
執行役員 永田 和一  
東京都中央区銀座六丁目8番7号
- 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
別紙1のとおり。  
(変更後)  
別紙2のとおり。
- 変更年月日  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙1, 2のとおり。
- 届出年月日  
平成27年7月7日
- 届出書の縦覧場所
  - 広島市中区国泰寺一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所市民部政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - 縦覧期間  
平成27年7月14日から同年11月16日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
  - 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 意見書の提出期限及び提出先
  - 提出期限 平成27年11月16日
  - 提出先  
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
別紙1, 2 略

広島市告示第379号

平成27年7月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第380号

平成27年7月17日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成27年7月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の  
とおり。

（別紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	東区	中山北町の一部	分流式
	東区	戸坂出江二丁目の一部	
汚水を排除	安佐南区	川内六丁目、長楽寺一丁目及び山本五丁目の各一部	
	安芸区	船越一丁目及び矢野東七丁目の各一部	
	佐伯区	五日市町大字上河内、利松三丁目及び五日市中央五丁目の各一部	

広島市告示第381号

平成27年7月17日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示しま

す。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
平成27年7月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	戸坂出江二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	川内六丁目、長楽寺一丁目及び山本五丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字上河内、利松三丁目及び五日市中央五丁目の各一部	
東区	中山北町の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	船越一丁目及び矢野東七丁目の各一部	

広島市告示第382号

平成27年7月17日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社おかえり	訪問看護ステーション ハートぼっぼ	広島市西区観音新町二丁目2番15号	平成27年7月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
公益社団法人広島県看護協会	広島県看護協会療養通所介護事業所「こい」	広島市西区己斐上一丁目14番2号	平成27年7月31日	通所介護

広島市告示第383号

平成27年7月17日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
サンキ・ウエルビー株式会社	サンキ・ウエルビー介護センター南	広島市南区出汐三丁目10番6号 第2石井ビル1階	平成27年7月31日	居宅介護支援
株式会社愛総合福祉	ほっとケア広島西居宅介護支援事業所	広島市西区中広町三丁目13番2号エム・シービル1F	平成27年7月31日	居宅介護支援
株式会社ラフラインズ	ラフラインズ居宅介護支援センター	広島市佐伯区五日市駅前一丁目11番1号サンライトハイム602	平成27年7月31日	居宅介護支援

広島市告示第384号

平成27年7月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける出納員  
市民局市民活動推進課  
課長 葉師寺 保行
- 2 委任する事務  
ヒロシマピースキャンプ2015に係るバス利用料の収納事務  
ヒロシマピースキャンプ2015に係るテント利用料の収納事務
- 3 委任年月日  
平成27年8月4日
- 4 委任期間  
平成27年8月4日から同月7日まで

広島市告示第385号

平成27年7月21日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市佐伯区倉重一丁目の185番8
- 2 開発面積  
213.30㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市佐伯区三宅三丁目16番30-202号エクレール西田A棟

- 半明 久嗣
- 4 検査済証交付年月日  
平成27年7月21日

広島市告示第386号

平成27年7月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任する事務  
(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成27年8月25日
- 4 委任期間  
平成27年8月25日から同年10月18日まで  
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト石鳥谷	坂本 亮	H27. 8. 25 ~ H27. 10. 18
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	曾我 訓久	
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二	

広島市告示第387号

平成27年7月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任する事務  
(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成27年9月18日
- 4 委任期間  
平成27年9月18日から同月10月18日まで  
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間

競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H27. 9. 18 ~ H27. 10. 18
競輪事務局	千葉競輪場	大堀 嘉昭	
競輪事務局	サテライト市原	湯沢 秀臣	
競輪事務局	名古屋競輪場	児玉 英希	
競輪事務局	サテライト大阪	吉野 博	

広島市告示第388号

平成27年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	廃止年月日
梅田歯科医院	広島市中区本川町一丁目1-27	平成27年6月30日
吉田歯科医院	広島市中区本通8-32	平成27年6月30日
医療法人康和会 田中耳鼻咽喉科医院	広島市西区草津東一丁目8-33	平成27年6月30日
みやなが薬局	広島市安佐南区中筋三丁目28-13	平成27年8月18日
医療法人社団恵正会 こころの健康クリニック可部	広島市安佐北区可部四丁目6-2	平成27年7月31日
土井クリニック	広島市安佐北区可部二丁目40-22	平成27年5月12日

広島市告示第389号

平成27年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	休止年月日
大村クリニック	広島市佐伯区新宮苑3-32	平成27年6月30日

広島市告示第390号

平成27年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律

第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	辞退年月日
財務省共済組合 広島国税局支部診療所	広島市中区上八丁堀6-30	平成27年6月30日
西日本電信電話株式会社 中国健康管理センタ	広島市南区比治山本町11-40	平成27年4月1日
日本調剤 広大出汐薬局	広島市南区出汐一丁目4-8-102	平成27年5月31日
エーゼット漢方薬局	広島市安佐北区三入一丁目1-19	平成27年6月13日

広島市告示第391号

平成27年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
心療内科クリニック リュミエール	広島市中区西白鳥町20-15 メディカルプラザ西白鳥1F	平成27年7月1日 平成33年6月30日
こうざい歯科医院	広島市中区光南二丁目10-1	平成27年6月8日 平成28年3月31日
ばんだ薬局 千田町店	広島市中区千田町一丁目3-3 1F	平成27年6月1日 平成33年5月31日
エスマイル薬局 鉄道病院前店	広島市東区光町一丁目11-5 1F	平成27年7月1日 平成33年6月30日
みなみ内科 ライフ ケアクリニック	広島市南区比治山本町16-35 広島産業文化センター12F	平成27年6月1日 平成33年5月31日
かみつな内科医院	広島市南区宇品東二丁目2-12	平成27年7月1日 平成33年6月30日
河村歯科クリニック	広島市南区京橋町1-3	平成26年7月18日 平成32年7月17日
ウォンツ薬局 県病院前店	広島市南区翠五丁目17-12	平成27年7月1日 平成33年6月30日
日本調剤 広大前薬局	広島市南区出汐一丁目5-15 1F	平成27年6月1日 平成33年5月31日
こいけ眼科	広島市安芸区船越南三丁目27-26	平成27年7月1日 平成33年6月30日

広島市告示第392号

平成27年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更年月日
(旧)住谷内科医院	広島市南区皆実町四丁目8-8	平成26年5月1日
(新)住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科		
(旧)門脇歯科医院	広島市佐伯区楽々園五丁目2-1	平成27年5月9日
(新)かどわき歯科医院		

広島市告示第393号

平成27年7月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
原 正明	一（出張専業）	—	あん摩・マッサージ	平成27年6月14日
原 正明	一（出張専業）	—	はり・きゅう	平成27年6月14日
笠井英樹	だいきく接骨鍼灸院	広島市安佐北区可部七丁目9-13 辻村ビル101	はり・きゅう	平成27年6月30日
笠井英樹	だいきく接骨鍼灸院 高陽院	広島市安佐北区深川五丁目41-9 深川ビル1号室	はり・きゅう	平成27年6月30日

広島市告示第394号

平成27年7月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	休止年月日
	名称	所在地		
八木亜希子	リーフマッサージ治療院 広島西	広島市西区南観音四丁目4-2-204	あん摩・マッサージ	平成27年7月1日

広島市告示第395号

平成27年7月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専業の場合は施術者の住所)		
小下啓太	ケアウイング舟入鍼灸接骨院	広島市中区舟入川口町16-6 シティハイツ舟入102号	柔道整復	平成27年6月1日
原 正明	楽々鍼灸マッサージ治療院	広島市東区上温品一丁目20-11-10	あん摩・マッサージ	平成27年6月15日
原 正明	楽々鍼灸マッサージ治療院	広島市東区上温品一丁目20-11-10	はり・きゅう	平成27年6月15日
見附晃洋	だいきく接骨鍼灸院 高陽院	広島市安佐北区深川五丁目41-9 深川ビル1号室	はり・きゅう	平成27年6月1日
土井幸恵	パンダ接骨鍼灸院 五日市院	広島市佐伯区五日市駅前二丁目16-16	柔道整復	平成27年4月1日

広島市告示第396号

平成27年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第397号

平成27年7月31日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
D C M ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	代表取締役 小島 正之

2 委託した期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第398号**

平成27年7月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示第399号**

平成27年7月31日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）

別紙のとおり。

2 変更期間

平成27年8月1日から平成28年3月31日まで

3 変更理由

浴槽・風呂釜設置

~~~~~

(別紙)

【変更後の家賃額】

| 住 宅 種 別 | 住 宅 名        | 号 室    | 構 造         | 建 設 年 度 | 利 便 性 係 数 | 近 傍 同 種 家 賃<br>(家賃限度額) | 本 来 家 賃 ( 月 額 ) |         |         |         |         |         |         |         |  |  | 単 位 : 円 |
|---------|--------------|--------|-------------|---------|-----------|------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|---------|
|         |              |        |             |         |           |                        | 政 令 月 取         |         |         |         |         |         |         |         |  |  |         |
|         |              |        |             |         |           |                        | 0               | 104,001 | 123,001 | 139,001 | 158,001 | 186,001 | 214,001 | 259,001 |  |  |         |
| 公営      | 吉島西住宅3号棟     | 5 0 2号 | 中耐          | 昭和56年   | 0.8852    | 42,300                 | 0               | 104,001 | 123,001 | 139,001 | 158,001 | 186,001 | 214,001 | 259,001 |  |  |         |
| 公営      | 河原町アパート      | 5 0 5号 | 中耐          | 昭和42年   | 0.9526    | 22,800                 | 104,000         | 123,000 | 139,000 | 158,000 | 186,000 | 214,000 | 259,000 |         |  |  |         |
| 公営      | 江波第三アパート     | 4 6号   | 中耐          | 昭和40年   | 0.8732    | 22,600                 | 21,400          | 24,700  | 28,200  | 31,800  | 36,300  | 41,900  | 42,300  |         |  |  |         |
| 公営      | 江波皿山住宅3号棟    | 1 0 1号 | 中耐          | 昭和62年   | 0.8837    | 50,900                 | 11,600          | 13,300  | 15,300  | 17,200  | 19,700  | 22,700  | 22,800  |         |  |  |         |
| 公営      | 戸坂東浄第九アパート   | 2 0 4号 | 中耐          | 昭和44年   | 0.8435    | 17,000                 | 13,400          | 15,400  | 17,600  | 19,900  | 22,600  | 22,600  | 22,600  |         |  |  |         |
| 公営      | 戸坂東浄第十五アパート  | 5 0 2号 | 中耐          | 昭和45年   | 0.8239    | 20,200                 | 24,000          | 27,700  | 31,700  | 35,800  | 40,900  | 47,200  | 50,900  |         |  |  |         |
| 公営      | 戸坂東浄第二十アパート  | 3 0 3号 | 中耐          | 昭和45年   | 0.8348    | 22,100                 | 10,700          | 12,300  | 14,100  | 15,900  | 17,000  | 17,000  | 17,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 戸坂東浄第二十二アパート | 4 0 4号 | 中耐          | 昭和45年   | 0.8348    | 22,100                 | 12,100          | 14,000  | 16,000  | 18,000  | 20,200  | 20,200  | 20,200  |         |  |  |         |
| 公営      | 戸坂東浄第二十六アパート | 2 0 8号 | 中耐          | 昭和45年   | 0.8093    | 20,600                 | 13,200          | 15,300  | 17,500  | 19,700  | 22,100  | 22,100  | 22,100  |         |  |  |         |
| 公営      | 戸坂百田第九アパート   | 1 0 6号 | 中耐          | 昭和42年   | 0.8234    | 16,000                 | 13,200          | 13,700  | 15,700  | 17,700  | 20,300  | 20,600  | 20,600  |         |  |  |         |
| 公営      | 皆実平和住宅1号棟    | 4 0 6号 | 中耐          | 昭和57年   | 0.9209    | 44,800                 | 10,000          | 11,600  | 13,200  | 14,900  | 16,000  | 16,000  | 16,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 皆実平和住宅7号棟    | 4 0 2号 | 中耐          | 昭和56年   | 0.9209    | 48,400                 | 22,600          | 26,000  | 29,800  | 33,600  | 38,400  | 44,300  | 44,800  |         |  |  |         |
| 公営      | 仁保宮の脇第二アパート  | 5 2号   | 中耐          | 昭和41年   | 0.852     | 17,400                 | 24,200          | 27,900  | 31,900  | 36,000  | 41,100  | 47,400  | 48,400  |         |  |  |         |
| 公営      | 宇品あかつき住宅3号棟  | 2 0 6号 | 中耐          | 昭和56年   | 0.9067    | 44,400                 | 10,300          | 11,900  | 13,600  | 15,300  | 17,400  | 17,400  | 17,400  |         |  |  |         |
| コミュニティ  | 霞第A-3住宅      | 9 0 8号 | 高耐          | 昭和54年   | 0.8952    | 39,400                 | 21,900          | 25,300  | 28,900  | 32,600  | 37,200  | 43,000  | 44,400  |         |  |  |         |
| 公営      | 南観音第二アパート    | 3 7号   | 中耐          | 昭和28年   | 0.8837    | 18,400                 | 14,300          | 16,500  | 18,900  | 21,400  | 24,400  | 28,200  | 38,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 新庄第四アパート     | 4 4号   | 中耐          | 昭和41年   | 0.8564    | 17,600                 | 8,000           | 9,300   | 10,600  | 12,000  | 13,700  | 15,800  | 18,400  |         |  |  |         |
| 公営      | 新庄第六アパート     | 3 5号   | 中耐          | 昭和41年   | 0.8564    | 17,200                 | 10,100          | 11,700  | 13,400  | 15,100  | 17,300  | 17,600  | 17,600  |         |  |  |         |
| 公営      | 新庄第六アパート     | 3 6号   | 中耐          | 昭和41年   | 0.8564    | 17,200                 | 10,100          | 11,700  | 13,400  | 15,100  | 17,200  | 17,200  | 17,200  |         |  |  |         |
| 公営      | 高須プロック住宅     | 3号     | 簡易耐火<br>二階建 | 昭和25年   | 0.8975    | 16,100                 | 10,100          | 9,400   | 10,800  | 12,200  | 13,900  | 16,100  | 16,100  |         |  |  |         |
| 公営      | 高須第二アパート     | 2 4号   | 中耐          | 昭和25年   | 0.8975    | 16,700                 | 8,200           | 9,300   | 10,700  | 12,000  | 13,700  | 15,900  | 16,700  |         |  |  |         |
| 公営      | 庚午南住宅11号棟    | 2 0 1号 | 中耐          | 昭和61年   | 0.8823    | 55,500                 | 28,400          | 32,800  | 37,500  | 42,300  | 48,300  | 55,500  | 55,500  |         |  |  |         |
| 公営      | 庚午南住宅11号棟    | 2 0 7号 | 中耐          | 昭和61年   | 0.8823    | 62,400                 | 32,200          | 37,100  | 42,500  | 47,900  | 54,700  | 62,400  | 62,400  |         |  |  |         |

\* 収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) × 割増率)

【割増率】

| 収入区分              | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 158,001円～186,000円 | 1/5 | 2/5 | 3/5 | 4/5 | 1   |
| 186,001円～214,000円 | 1/4 | 2/4 | 3/4 | 1   | —   |
| 214,001円～259,000円 | 1/2 | 1   | —   | —   | —   |
| 259,001円～         | 1   | —   | —   | —   | —   |

(別紙)

【変更後の家賃額】

| 住 宅 種 別 | 住 宅 名        | 号 室  | 構 造       | 建 設 年 度 | 利 便 性 係 数 | 近 傍 同 種 家 賃<br>(家賃限度額) | 本 来 家 賃 ( 月 額 ) |         |         |         |         |         |         |         |  |  | 単 位 : 円 |
|---------|--------------|------|-----------|---------|-----------|------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|---------|
|         |              |      |           |         |           |                        | 政 令 月 取         |         |         |         |         |         |         |         |  |  |         |
|         |              |      |           |         |           |                        | 0               | 104,001 | 123,001 | 139,001 | 158,001 | 186,001 | 214,001 | 259,001 |  |  |         |
| 公営      | 庚午南住宅18号棟    | 503号 | 中耐        | 昭和62年   | 0.8862    | 55,000                 | 104,000         | 123,000 | 139,000 | 158,000 | 186,000 | 214,000 | 259,000 |         |  |  |         |
| 公営      | 庚午南住宅24号棟    | 201号 | 中耐        | 昭和63年   | 0.8862    | 52,100                 | 123,000         | 139,300 | 158,000 | 186,000 | 214,000 | 259,000 | 55,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 庚午南住宅24号棟    | 203号 | 中耐        | 昭和63年   | 0.8862    | 52,100                 | 32,600          | 37,300  | 42,100  | 48,100  | 52,100  | 52,100  | 52,100  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰第二アパート    | 402号 | 中耐        | 昭和55年   | 0.865     | 40,900                 | 21,300          | 24,600  | 31,700  | 36,200  | 40,900  | 40,900  | 40,900  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰東第十七アパート  | 302号 | 中耐        | 昭和53年   | 0.8432    | 47,000                 | 21,300          | 24,600  | 31,700  | 36,200  | 41,800  | 47,000  | 47,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰東第二十七アパート | 302号 | 中耐        | 昭和53年   | 0.8432    | 43,900                 | 19,800          | 22,900  | 29,500  | 33,700  | 38,900  | 43,900  | 43,900  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰東第二十九アパート | 201号 | 中耐        | 昭和53年   | 0.8432    | 43,900                 | 19,800          | 22,900  | 29,500  | 33,700  | 38,900  | 43,900  | 43,900  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰西第十五アパート  | 402号 | 中耐        | 昭和52年   | 0.8477    | 45,000                 | 18,700          | 21,600  | 27,900  | 31,800  | 36,700  | 43,000  | 45,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰西第十九アパート  | 401号 | 中耐        | 昭和52年   | 0.8477    | 45,000                 | 18,700          | 21,600  | 27,900  | 31,800  | 36,700  | 43,000  | 45,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰西第二十一アパート | 501号 | 中耐        | 昭和52年   | 0.8477    | 45,000                 | 18,700          | 21,600  | 27,900  | 31,800  | 36,700  | 43,000  | 45,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 鈴が峰西第二十二アパート | 401号 | 中耐        | 昭和52年   | 0.8477    | 45,000                 | 18,700          | 21,600  | 27,900  | 31,800  | 36,700  | 43,000  | 45,000  |         |  |  |         |
| 公営      | ふじランド第二住宅    | 5号   | 耐火<br>二階建 | 昭和44年   | 0.8317    | 18,300                 | 8,900           | 10,300  | 13,200  | 15,100  | 17,500  | 18,300  | 18,300  |         |  |  |         |
| 公営      | 可部中島第一アパート   | 508号 | 中耐        | 昭和48年   | 0.8214    | 23,900                 | 14,400          | 16,600  | 19,000  | 21,400  | 23,900  | 23,900  | 23,900  |         |  |  |         |
| 公営      | 船越北鴻治住宅4号棟   | 201号 | 中耐        | 昭和58年   | 0.8595    | 52,400                 | 24,300          | 28,000  | 32,000  | 36,100  | 41,300  | 47,700  | 52,400  |         |  |  |         |
| 公営      | 船越北鴻治住宅6号棟   | 202号 | 中耐        | 昭和58年   | 0.8595    | 55,000                 | 25,700          | 29,600  | 33,900  | 38,200  | 43,700  | 50,400  | 55,000  |         |  |  |         |
| 公営      | 八幡住宅         | 301号 | 中耐        | 昭和52年   | 0.8522    | 38,100                 | 17,500          | 20,200  | 23,200  | 26,100  | 29,800  | 34,400  | 38,100  |         |  |  |         |
| 公営      | 坪井住宅1号棟      | 401号 | 中耐        | 昭和44年   | 0.8518    | 20,500                 | 12,400          | 14,400  | 16,400  | 18,500  | 20,500  | 20,500  | 20,500  |         |  |  |         |

\* 収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) × 割増率)

【割増率】

| 収入区分              | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 158,001円～186,000円 | 1/5 | 2/5 | 3/5 | 4/5 | 1   |
| 186,001円～214,000円 | 1/4 | 2/4 | 3/4 | 1   | —   |
| 214,001円～259,000円 | 1/2 | 1   | —   | —   | —   |
| 259,001円～         | 1   | —   | —   | —   | —   |